

「大学共同利用機関の検証ガイドライン」骨子

1. 検証の趣旨

- 「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)」(平成30年12月研究環境基盤部会、以下「審議のまとめ」という。)に基づき、各大学共同利用機関が、中期目標開始12年間の存続を基本とすることを踏まえつつ、中長期的な構想に基づく学術研究を推進する観点から、学術研究の動向に対応し、大学における学術研究の発展に寄与しているか、また、大学共同利用機関制度が我が国の研究力向上に資するものとなっているかなどを定期的に検証し、その結果に基づき、再編・統合等を含め、大学共同利用機関の今後の研究体制強化の在り方を検討するもの。

2. ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、審議のまとめに基づき、科学技術・学術審議会が検証を行うに際して、「大学共同利用機関として備えるべき要件」(以下「備えるべき要件」という。)を踏まえ、検証の観点、参照すべき指標等を示すもの。

3. 検証の主体別構成

- 審議のまとめを踏まえ、検証は、大学共同利用機関及び各大学共同利用機関を設置する大学共同利用機関法人が行う「自己検証」と、これに基づき科学技術・学術審議会が実施する「外部検証」により行う。

① 自己検証

各大学共同利用機関は、各大学共同利用機関法人の支援のもと、本ガイドラインに基づき、自己検証を実施する。その際、必要に応じ、委員会など独自に体制を構築したり、海外の研究機関に属する研究者等の意見を聴取する。

② 外部検証

科学技術・学術審議会は、6.にて後述する検証結果報告書に基づき、各大学共同利用機関がどのような「強み」や「弱み」を認識しているのか等、その自己検証の妥当性について外部検証を実施する。体制については、審議のまとめに基づき、学術研究の特性を踏まえつつ、各大学共同利用機関の研究成果や将来性等を専門的かつ客観的に評価することができる研究者を含む有識者で構成するため、研究環境基盤部会大学共同利用機関改革に関する作業部会(以下「改革作業部会」という。)の委員を中心に、専門性や分野融合等に配慮し所要の専門委員を加える体制とする。ただし、特定の大学共同利用機関に直接の利害関係を有しない者で構成するよう留意する。

4. 検証の基準

- 文部科学省が定める備えるべき要件について、改革作業部会が策定する各備えるべき要件に対応する「主な観点」及びこれらの観点ごとの「指標例」を基本とする。ただし、具体的な検証にあたっては、以下3点について留意すること。
 - ・ 主な観点は、各大学共同利用機関について、各研究分野の動向や大学の研究者のニーズ、将来性等を踏まえ、一研究所としての研究機能のみならず、共同利用・共同研究を通じて国内外の研究者のコミュニティに貢献する機能を有しているか確認できるよう、審議のまとめの関連する記述が含まれるように設定する。なお、観点ごとの重み付け、優先順位については、各機関ごとに判断することとする。
 - ・ 提示の指標例については、各大学共同利用機関の特性に応じつつ、客観的に検証できるよう、大学共同利用機関の目的とする研究分野（人文学、数学、物理学、化学、生物学、情報学、環境学等）や機能（大型研究設備、データベース、学術情報基盤等）の違いに配慮し、各機関の判断で独自の指標・ベンチマークを設定することも可能とする。
 - ・ 各大学共同利用機関が検証を実施する際には、これまでの業績に対する検証（業績の結果のみならず、それらに向けたプロセスを含む）に加えて、今後の目指すべき方向性についても分析する。

5. 検証の時期等

- 検証の周期については、審議のまとめに基づき、大学共同利用機関法人の中期目標期間に合わせて6年間ごとに実施する。
- 検証の時期については、検証の結果が確実に実現されるよう、直後の中期目標期間の開始に向けて、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う組織及び業務の全般にわたる検討や、中期目標の策定、法令改正等のためのスケジュールと調整する。なお、大学共同利用機関法人の4年目終了時の評価の時期を避けるなど、負担の軽減にも配慮する。

【2020年4月～8月頃】

- 第三期中期目標期間の4年目である2019年度終了後に、3. ①により大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人において自己検証を実施する。

【2020年9月頃～2020年12月頃】

- 自己検証の結果について、科学技術・学術審議会、具体的には3. ②の体制において、外部検証を実施する。

（参考）

2020年度	「組織及び業務全般の見直しに関する視点について」を通知（検討中）
2021年度	「組織及び業務全般の見直しについて」を通知（検討中）
2022年4月	第4期中期目標期間開始

6. 検証結果報告書等

- 各大学共同利用機関において、3. ①を行い、備えるべき要件に係る状況等を簡潔に分析した「検証結果報告書」を作成し、文部科学省に提出する。
- なお、大学共同利用機関等における関係データの収集、書類の作成等に係る負担の軽減にも配慮するため、大学共同利用機関法人の4年目の終了時評価や各大学共同利用機関法人における共同利用・共同研究等の実績を示す既存のデータを可能な限り活用する。

7. 検証の実施

- 1. のとおり、本検証は、各大学共同利用機関が今後中長期的に大学共同利用機関として求められる役割を担うことが可能か、大学における学術研究の発展や我が国の研究力向上に貢献していけるかなどについて、再編・統合等を含めた今後の体制強化の在り方等を明らかにするものであり、各大学共同利用機関間の相互の優劣を相対的に比較するものではない。
- こうした趣旨を踏まえ、検証の実施にあたっては、備えるべき要件の各項目（運営面、中核拠点性、国際性、研究資源、新分野の創出、人材育成、社会との関わり）ごとに、過去及び将来の観点や取組の結果のみならずプロセスの観点から分析した上で、当該大学共同利用機関の今後期待する事項、解決すべき課題等を提示する。その上で必要があれば、再編・統合等を含む今後の体制強化の在り方等について総括をする。
- なお、本検証の透明性・正確性を確保するため、検証の結果の決定に先立ち、大学共同利用機関の意見申し立ての機会を付与する。

8. 大学の共同利用・共同研究拠点との関係

- 大学共同利用機関から大学の共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）への移行について、その適否等の検証の過程で、大学共同利用機関としての在り方や、拠点への移行による特定の大学が有する特色や強みとの相乗効果等が明らかになる可能性はあるが、具体的には、本検証とは別に審議のまとめに基づき、実際に国立大学法人から移行に係る要望が示された後に、科学技術・学術審議会において、当該大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人並びにコミュニティの同意が得られているかの観点等も踏まえつつ、その是非を検討する。
- 拠点から大学共同利用機関への移行に関しては、審議のまとめにおいて、文部科学省から、定期的に拠点に対して、大学共同利用機関への移行に係る要望を調査することとされており、要望が示された場合には、備えるべき要件を満たしているか、コミュニティからの要望があるか、大学本部及び当該大学共同利用機関法人の同意を得られているかなどについて、本ガイドラインを活用し科学技術・学術審議会において別途検討する。
- なお、大学共同利用機関及び拠点間の関係については、組織の移行のみでなく、関連する研究分野の研究機関がネットワークを形成し、相互補完的に協力して研究を推進する連携可能性があることにも留意する。